確認申請をされる皆様へ

* 中間検査の対象となる建築物

特定行政庁が指定する工程 (建築基準法第7条の3第1項第二号)

◎令和3年4月1日改正概要

- ・3年毎に更新していた指定期間を廃止しました。
- ・仮設建築物については、法第85条第5項に限定して適用除外としていたものを法第85条に規定されるすべての仮設建築物を適用除外としました。

◎対象建築物

O住宅

居住の用に供する建築物の安全性確保を図る観点から、木造1戸建て住宅の他に、長屋 を含む非木造の住宅や小規模な共同住宅も対象です。

住宅(長屋も含む)又は共同住宅で、階数が2以上かつ50㎡を超えるもの

O大規模な特殊建築物

大規模な特殊建築物については、不特定多数の者が利用する建築物とし、倉庫並びに自 動車車庫及び自動車修理工場等を除きます。

大規模な特殊建築物 ---- 階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積 の合計が1,000㎡を超えるもの

〇適用除外(法第7条の3第1項第二号の対象となる場合に限る)

- ・型式適合認定を受けたもの
- ・仮設建築物 (法第85条の規定の適用を受ける建築物)
- ・建築主が地方公共団体等であるもの
- ・住宅性能評価書の交付を受けるもの

〇特定工程

建築物の構造によって以下の表の様になっています。

主要な構造		特定工程	特定工程後の工程
ア	木造(オ	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な	構造耐力上主要な軸組及び耐力
	に係るも	軸組(枠組壁工法の場合は耐力壁)の	壁を覆う外装工事及び内装工事
	のを除	工事	
	< 。)		
1	鉄 骨 造	鉄骨造の部分において、初めて工事を	構造耐力上主要な部分の鉄骨を
	(才に係	施工する階の建方工事	覆う耐火被覆を設ける工事、外
	るものを		装工事(屋根ふき工事を除く。)
	除く。)		及び内装工事
ゥ	鉄筋コン	鉄筋コンクリート造の部分において、	特定工程の配筋(プレキャスト
	クリート	初めて工事を施工する階の直上の階	コンクリート部材にあっては、
	造(才に	の主要構造部である床版の配筋(プレ	接合部)を覆うコンクリートを
	係るもの	キャストコンクリート部材にあって	打設する工事
	を除く。)	は、接合部)工事	
エ	鉄骨鉄筋	鉄骨造の部分において、初めて工事を	構造耐力上主要な部分の鉄骨を
	コンクリ	施工する階の建方工事	覆うコンクリートを打設するエ
	ート造		事
	(才に係		
	るものを		
	除く。)		
オ	工場生産	構造耐力上主要な軸組を構成する各	構造耐力上主要な軸組を構成す
	によるー	部材を接続する接合部の工事	る各部材を接続する接合部を覆
	体型又は		う工事
	組立式の		
	もの		

○適用の除外

次に掲げる建築物については、中間検査対象外となります。

(1) 法第68条の10第1項に規定する型式適合認定を受けた建築物の部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の11第1号に掲げるものに限る。)を有する住宅又は共同住宅

- (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (3)住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第5条 第1項の規定により建設住宅性能評価の申請をした者の当該申請に係る建築物
- (4) 建築主が国、地方公共団体又は法令の規定により法第18条(他の法令の規定において 準用する場合を含む。)に規定の適用について国若しくは国の行政機関若しくは地方公 共団体とみなされる者である建築物

〇注意事項

申請した建築物が、中間検査の対象となる場合は、以下の点に注意してください。

- (1) 中間検査の対象となる主要構造部が、木造の建築物の場合は次の図書を確認申請書に添付すること。
 - 壁量計算書
 - ・ 筋交いの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- (2) 確認後に設計変更があった場合、計画変更調書を提出して、計画変更確認申請の要・ 不要について中間検査の申請前に担当者と協議すること。
- (3) 中間検査申請書の第四面については、法第7条の5の適用を受けず、かつ、建築士 法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものは記入不要となっているが、 中間検査の対象となる建築物については、これに係わらず記入するものとする。 (完了検査は、規定通り記入不要とする。)
- (4) 中間検査の現場において、建築主と工事監理者との工事監理契約に関する書面を提示すること。また、原則として現場に工事監理者が立ち会うこと。ただし、工事監理の資格を要しない建築物で工事管理者が定められていない場合は、建築主又は工事施工者がこれに代わるものとする。
- (5) 次の試験等の結果を第四面に工事監理の状況に必ず記載すると共に、提示又は提出すること。
 - ・ コンクリート 配合報告書、スランプ試験結果、空気量試験結果、圧縮強度試験結果、 果、塩化物含有量試験結果、アルカリ骨材反応試験
 - ・ 鉄筋 ミルシート、ガス圧接継ぎ手の引張試験結果
 - ・ 鉄骨 ミルシート、鉄骨工事施工状況報告書、第三者検査の場合はその 契約書、溶接部の超音波探傷検査結果
 - 杭 載荷試験又は杭耐力試験

お問い合わせ先:豊橋市建設部建築指導課 (0532)51- 2581 2582

豊橋市告示第34号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成18年4月1日から施行する。

なお、平成11年7月30日豊橋市告示第205号及び平成15年2月28日豊橋市告示第36号(中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定)は、平成18年3月31日限り廃止する。ただし、平成18年4月1日前に法第6条第1項又は、第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたものについては、従前の例による。

平成18年 2月28日

豊橋市長 早川 勝

改正 平成19年6月19日告示第187号

改正 平成21年2月19日告示第35号

改正 平成24年2月16日告示第56号

改正 平成27年2月24日告示第41号

改正 平成30年3月 5日告示第72号

改正 令和3年3月25日告示第101号

- 1 中間検査を行う区域
 - 豊橋市の全域
- 2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 次に掲げる建築物で新築するもの
 - (1) 住宅(住宅以外の用途を兼ねる建築物にあっては、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものに限る。) 又は共同住宅の用途に供する建築物で、地階を除く階数が2以上であり、かつ、床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
 - (2) 法別表第1 (い) 欄(1) 項から(4) 項までに掲げる用途(共同住宅を除く。) に 供する特殊建築物で、階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の 合計が1,000平方メートルを超えるもの
- 3 指定する特定工程及び特定工程後の工程 次の表のとおりとする。

ただし、階数が3以上である共同住宅については、特定工程にあっては法第7条の3第1項第1号の政令で定める工程に該当する工程を、特定工程後の工程にあっては同条第6

項の政令で定める特定工程後の工程に該当する工程を除く。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の 工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程 に係るものとする。

主要な構造		特定工程	特定工程後の工程
ア	木造(オ	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸	構造耐力上主要な軸組及び耐力
	に係るも	組(枠組壁工法の場合は耐力壁)の工	壁を覆う外装工事及び内装工事
	のを除	事	
	< 。)		
1	鉄 骨 造	鉄骨造の部分において、初めて工事を	構造耐力上主要な部分の鉄骨を
	(オに係	施工する階の建方工事	覆う耐火被覆を設ける工事、外
	るものを		装工事 (屋根ふき工事を除く。)
	除く。)		及び内装工事
ウ	鉄筋コン	鉄筋コンクリート造の部分において、	特定工程の配筋(プレキャスト
	クリート	初めて工事を施工する階の直上の階の	コンクリート部材にあっては、
	造(才に	主要構造部である床版の配筋(プレキ	接合部)を覆うコンクリートを
	係るもの	ャストコンクリート部材にあっては、	打設する工事
	を除く。)	接合部) 工事	
工	鉄骨鉄筋	鉄骨造の部分において、初めて工事を	構造耐力上主要な部分の鉄骨を
	コンクリ	施工する階の建方工事	覆うコンクリートを打設する工
	ート造		事
	(オに係		
	るものを		
	除く。)		
オ	工場生産	構造耐力上主要な軸組を構成する各部	構造耐力上主要な軸組を構成す
	による一	材を接続する接合部の工事	る各部材を接続する接合部を覆
	体型又は		う工事
	組立式の		
	もの		

4 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定を適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号に掲げる工程に該当する工程を含む工事に係る建築物
- (2) 法第68条の10第1項に規定する型式適合認定を受けた建築物の部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の11第1号に掲げるものに限

- る。)を有する住宅又は共同住宅
- (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第5 条第1項の規定により建設住宅性能評価の申請をした者の当該申請に係る建築物
- (5) 建築主が国、地方公共団体又は法令の規定により法第18条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定の適用について国若しくは国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされる者である建築物
- 前 文(抄)(平成19年6月19日告示第188号) 平成19年6月20日から施行する。
- 前 文(抄)(平成21年2月19日告示第35号)

平成21年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成24年2月16日告示第56号)

平成24年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成27年2月24日告示第41号)

平成27年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成30年3月5日告示第72号)

平成30年4月1日から施行する。

前 文(抄)(令和3年3月25日告示第101号)

令和 3年4月1日から施行する。